

読書コーナー

ザ・ゴール (ダイヤモンド社)
エリヤフ・ゴールドラット(著) 三本木亮(翻訳)



ザ・ゴールは1984年にアメリカで出版された後、長らく日本語版の刊行は許可されませんでした。その理由について著者は「日本人は、部分最適の改善にかけては世界で超一級品だ。その日本人に『ザ・ゴール』に書いたような全体最適化の手法を教えてしまったら、貿易摩擦が再燃して世界経済が大混乱に陥る」と言っておりました。

この本は企業の最大の目的は何か、そのために必要な行動は何かを考えさせる本です。工場が中心の物語ではあるのですが、その本質は様々な業種の仕事に大きく関わっています。

本著ではすぐに答えを出さない事により、自分ならどうするかを考えられるため、経営や効率化を図るためには一度読んでおきたいおすすめの本の一つであると私は考えます。

企業内の慣習化したルールや企業文化など既成概念を打ち破るための思考法がそこには記載されているので、是非ご興味があればご一読していただければと思います。

(文責: 櫻井)

朝礼にて ~職場の教養~

毎日の朝礼で、社団法人 倫理研究所の「職場の教養」を輪読し、感想を述べています。その感想で、良かったものを紹介致します。

7/21(日) 優先順位

手間のかかる仕事ほど先延ばしにしてしまうものです。報告書や書類の期日が迫る度、慌しく仕事に取り組み、締め切り直前に提出することはありませんか。

仕事が増えて、先延ばしにしている間に、別の仕事を頼まれると、期日を過ぎてしまうでしょう。仕事に追われるあまり処理を忘れてしまうという事態にならないように、仕事の配分を考えることは大切です。

仕事には様々な種類があります。中でも新しい企画の考案や、初めて任される仕事には、時間をとられてしまいがちです。

一方で、ファックスやメールの処理、経費の精算などすぐに取りかかれるものもあります。

仕事の優先順位を考慮しながらも、コマ切れの時間を活用するなどして、すぐに済む仕事は早いうちに済ませると、忘れることを防止できます。

すぐやることで「あの人は仕事が早い」と相手に与えるインパクトも違ってくるでしょう。作業にかかる時間は同じでも、即やった分だけ価値が高まるのです。

【今日の心がけ】すぐにできる仕事はすぐに済ませましょう

ビジネスにおいては「仕事が速い人」でありたいものです。一概には言えませんが、私の経験上、「仕事の速い人」は仕事のできる人であり、信頼ができる人が多く、「仕事の遅い人」は、何事にもルーズであったり、あまり頼りにならない印象を持っています。

さて、仕事におけるスピードとは何なのかと改めて考えてみたのですが、作業を要する仕事であれば、作業スキルの向上や自動化などで対応できます。一方、思考が中心となる仕事というものは、決断の積み重ねで仕事が完結するものと考えていますので、決断するスピードを上げることが重要だと思います。決断が止まったとき、止まった時間分その仕事を遅らせます。「決断のスピードを上げる=決断を止めない」ことが大事かなと思います。

決断することは不安やストレスを伴うことがありますが、この仕事の最終目的は何なのかを意識し判断していきたいと思っています。

(文責: 恩田)

編集後記

8月といえば、夏祭りの季節ですね。各地でさまざまなお祭りが開催されますが、楽しみにされている方も多いのではないのでしょうか。

ひかり新聞 2019.8 第121号
高橋税経グループ
HAG ひかりアドバイザーグループ TEL: 027-361-5568 (高崎)
ひかり税理士法人 TEL: 03-5577-6353 (東京)
株群馬M&Aセンター 相続手続支援センター群馬
TEL: 027-364-8040 TEL: 027-363-5959
〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル 群馬共通FAX: 027-361-9591
群馬URL: http://www.takahashi.co.jp/ E-mail: info@takahashi.co.jp
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-3-1 トーハン第3ビル11F 東京FAX: 03-5577-6354
東京URL: http://www.hikari-tax-tokyo.com/ E-mail: info@hikari-tax-tokyo.com



所長挨拶

季夏の候、皆さまにはますます清祥のこととお慶び申し上げます。

さて皆さまは、米国で新たな月面着陸計画が進んでいるのをご存知でしょうか。

今からちょうど50年前の1969年7月に、アポロ11号が月面に着陸し、アームストロング船長がゆっくりと月面を飛び跳ねている映像が生中継で送られてきました。

当時14歳だった私も、多くの人々と同じように、テレビの前にきげりとなっていたことを、昨日のこのように思い出しますが、今度は「アルテミス計画」という名称で、2024年までに再び月に人を送る計画なのだそうです。

アルテミスとは、ギリシャ神話に出てくるアポロの双子の神様の名前で、アポロが太陽の神であるのに対して、アルテミスは月の女神と伝えられており、まさに今回の計画にぴったりの名称です。

かつてのアポロ計画は、NASAが1961年から1972年にかけて実施し、計6回の有人月面着陸を成功させた大事業ですが、月面に人類を立たせるという大きな目標に向けて、当時の電子工学や遠隔通

信、コンピュータなどの科学技術が大きく進展し、現在の科学文明につながってきているとも言われています。

しかしながらアポロ計画は、あくまで当時の米ソ対立という構図の中での、米国の威信をかけた国家的事業であったのに対して、今回のアルテミス計画は、ずいぶんと様子が違ってきています。

一つには月面着陸の中継基地となる宇宙ステーションは、国際宇宙ステーション(ISS)と同様に、日欧やロシア、カナダが参加して月の周回軌道に乗せる。

二つ目は、ロケットや着陸船の機材や技術は、ボーイングやロッキードなどの大手メーカーとともに、スペースXその他の新興企業が受注し、その中には日本企業も含まれる、などといった点です。

要するに、今回のアルテミス計画は、アメリカ一国のものではなく、多くの国や民間との協力のもとに進められる事業とのことなのです。

昨今の、民間企業の大きな犠牲をも顧みない、国と国との対立が激化する中、久し振りにちょっとホッとさせるニュースだと思いました。

やっとのことで抜け出した長い今年の梅雨でしたが、時には晴れた夏の夜空に浮かぶ月を仰いで、しばし心静かに過ごしてみたいものです。

残暑とはいえ、まだまだ暑い日が続きます。皆さまには十分にご自愛頂き、健やかに毎日を過ごされますよう、心からお祈りしております。



東京事務所



高崎事務所

Contents
P1 所長挨拶・目次
P2 税務トピックス
P3 将軍の日
P4 読書感想文
P4 職場の教養
P4 編集後記

ひかり税理士法人 ～税務TOPICS～

5年後に注意!

免税事業者との取引は消費税が控除できなくなる

Q

当社(年商3億円)は、当社社長と会長が所有する建物を賃借して事務所として利用しており、各人へ賃借料(年600万円ずつ)を支払っています。社長も会長も消費税は免税事業者ですが、当社は当該賃借料を“課税仕入れ”として、消費税を計算する上で仕入税額として控除(以下、仕入税額控除)しています。消費税率が10%へ引上げられた後も、引き続き仕入税額控除をすることはできますか?

A 令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ引上げられても、令和5年9月30日までの間は、免税事業者からの“課税仕入れ”について、現行と同様、仕入税額控除はできます。一方、令和5年10月1日以降は、一定の場合を除き、免税事業者からの“課税仕入れ”について、仕入税額控除はできないこととなります。

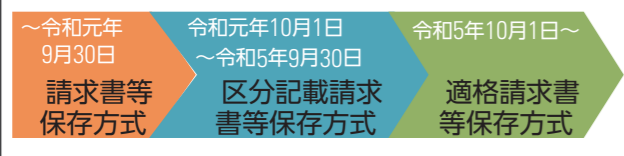
1. 仕入税額控除の方式の改正

令和元年10月1日より、消費税の税率が合計8%から10%へと引上げられるのと同時に、軽減税率制度が開始することで、標準税率10%と軽減税率8%との複数税率となります。

内訳	税率	現行	令和元年10月1日～	
			標準税率	軽減税率
消費税率		6.30%	7.80%	6.24%
地方消費税率		1.70%	2.20%	1.76%
合計		8.00%	10.00%	8.00%

複数税率となることで、納めるべき消費税を計算する上では、税率ごとに区分して経理(以下、区分経理)する必要があります。そこで、この区分経理に対応するよう、これまで仕入税額控除の要件であった帳簿や請求書等の記載と保存(請求書等保存方式)が、次の期間に応じてそれぞれの方式へと改正されました。

<仕入税額控除の要件>



2. 令和5年9月30日までは現行と同様

区分記載請求書等保存方式の下では、現行と同様、免

税事業者からの課税仕入れであっても、区分記載請求書等保存方式の要件を具備していれば、引き続き仕入税額控除はできます。

3. 令和5年10月1日からは原則対象外

適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)は、例外を除き、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。“適格請求書等”を発行できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者だけです。この登録は消費税の課税事業者しか受けられません。つまり、免税事業者は“適格請求書等”を発行できず、結果として取引の相手先は仕入税額控除ができないこととなります。

4. 例外と経過措置

ただし、例外と経過措置があります。

(1) 例外

適格請求書等の交付を受けることが困難な取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができます。例えば、次のような取引です。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される一定の取引(例、3万円未満の公共交通機関の切符・自動販売機からの商品購入等)
- ② 不特定多数者へ販売等する事業者が交付する適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(2) 経過措置

また、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、次の①の要件をすべて満たす場合には、②の期間に応じてそれぞれの割合に相当する分を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

① 要件

請求書等の保存	区分記載請求書等と同様の事項が記載されている請求書等の保存
帳簿の記載	区分記載請求書等と同様の記載事項※に加え、この経過措置の規定の適用を受ける旨を帳簿に記載

(※) 帳簿には、①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②取引年月日、③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)、④対価の額の記載が必要です。

② 期間と割合

期間	割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額×80% ^{※1}
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額×50%

<参考> 請求書等の記載事項の比較

区分記載請求書等保存方式 ※下線は請求書等保存方式からの改正分	適格請求書等保存方式 ※波線は区分記載請求書等保存方式からの改正分
① 請求書発行者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日	②③④は区分記載請求書等保存方式の②③④と同様
③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)	⑤ 税率ごとに合計した対価の額(税抜又は税込)及び適用税率
④ 請求書受領者の氏名又は名称 (相手が不特定多数の場合は省略可能)	⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 (適格簡易請求書は⑤の適用税率でも可能)
⑤ 税率ごとに合計した税込対価の額	

●●●●●●●● 将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー) ●●●●●●●●

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、『将軍の日』と命名されました。

【日程】令和元年 9月9日(月)・10月9日(水)

※事前準備がございますので、10日前までにお申込みください。

【時間】10:00～18:30

【会場】群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル2F

【受講料】54,000円(税込)/名 2名様以降5,400円(税込)



お問い合わせ：ひかり税理士法人 027-361-5568 担当：森平、堀口

先行経営 Tassei を行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 54,000円(税込)から